

最高裁秘書第1001号

令和5年4月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年3月18日付け（同月20日受付、第040600号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年度の以下のブロック協議会に関する協議結果要旨及びその添付資料（各ブロックを包括したもの）（所長宛の送り状は除く。）

民事事件担当裁判官等協議会

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）